例

◇鳥取縣條例第十五号

鳥取縣牛馬籍條例を次のように定める。

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

昭和二十五年三月二十四日

鳥取縣牛馬籍條例

(目的)

第一條 狀態を明確にし、 との條例は、 もつて畜産の振興を促進することを 牛馬の血統及び生産並びに移動の

(事務の処理)

目的とする。

第二條 馬につき牛馬籍を作り
所定の事項を記載して、 市町村長は、 この條例によりその管内で飼養す

昭和二十五年 Ξ 月二十四日

本書

キサ

國定規格A五判

金 曜

日

2 牛馬籍は別紙様式により 一頭毎に作成し、 加除整理し

第三條 (飼養者の義務) なければならない。 馬の飼養者は、次の各号の一にあてはまる

出生し又は所有権を取得したとき。

け出なければならない。

ときは、十四日以内にその牛、馬の所在市町村長に届

飼養地を他の市町村から移したとき。

死亡し又は所有権を喪失したとき。

飼養地を他の市町村に移したとき。

六、前各号の外、牛馬籍の記載事項に異動を生じたと 失そうし、又は盗難にかったとき。

(檢査)

₹

第四條 市町村長は、 予め所属地方事務所長と協議の上

鳥取縣公報 火每 金週 曜日発行(休日ニ當ル) これを管掌しなければならない。

号昭和二十五年 Ξ

月二十四日 (第三種郵便物認可)

昭和二十五年三月二十四日

(第三種郵便物認用

牛馬の所有者又は管理者は、 なければならない。 町村内における牛、 で檢査期日を定め、 馬の檢査を行い、 檢査員をして毎年一 牛馬籍と照合し 回以上その市

査を受けなければならない。 前項によつて必ずその檢

3

長に届け出て指示を受けなければならない。 牛馬が疾病にかかりもしくはその他不可避な事故によ つて檢査を受けることができないときは、 その技術員を立 予め市町村

ち合わさなければならない。 地方事務所長は第一項の檢査期日に、

(罰則)

第五條

これを二千円以下の罰金に処する。 第三條、第四條第二項、第三項に違背した者は

この條例は公布の日から施行する。

|昭和二十三年鳥取縣條例第三十二号鳥取縣牛籍條例は廃 止する。

牛馬籍簿樣式

号 第号番 血特毛 生年月日 所有者 要摘 種 管理者 類 統 微色 号 母父 縣 縣 年 号 種 種種 郡市|郡市 性 登錄登記記号 号号 月 (登錄登記記号 村町村町 大 大字 字 牝 日生 氏 氏, 第 牡 名 名 뮹

◆鳥取縣條例第十六号

鳥取縣し畜生産檢査條例を次の ように定める。

昭和二十五年三月二十四日

鳥取縣知事 尾

愛

治

鳥取縣し畜生産檢査條例

(目的

この條例は、 し畜生産の実態を把握して、 Ŗ 0

2疾病その他不可抗力の事由により檢査を受けることが て検査を受けなければならない。

(事務の処理)

縣外産であることを確認で

生後満一年に満

第二條

この條例において「し畜」とは、縣内に

おい て

かじめ別に定める檢査員に届け出なければならない。

できないときは、

市町村長の証明書を添付して、あら

生産されたこ牛及びこ馬

きないと牛及びと馬を含む)にして、

(定義)

ことを目的とする。

て改良増殖の基礎とし、

本縣し畜の声價昂揚を期する

第五條 り翌月十日までに所属地方事務所長に報告しなければ 畜生産報告を毎月取りまとめて、 市町村長は、 牛馬籍條例第三條第一項によるし 別記第一号様式によ

第六條 備え、 ならない。 地方事務所長は、 前條の報告により市町村別にこれを登録しなけ 前條の様式によりし畜台帳を

ればならない。

(し畜生産檢査員の任命又は委囑)

第三條

し畜は、

この條例によつて生産檢査

(以下檢査

(し畜)

する。

この條例におい

て「母畜」とは、

母牛及び母馬を総称

たない

ものをいう。

2 検査を受けない

し畜は、

これを 売買 交換 若しくは 譲渡

することができない。

という)を受けなければならない

(生産者の義務)

し畜の生産者は、

條例の定める指定の日時及び

第七條 と認める畜産関係團体の関係者のうちから、 し畜生産檢査員は、鳥取縣職員又は知事が適当

知事が任

(檢查) 命又は委囑する。

場所にし畜をひきつけて、種付証明書及び母畜の登録

れを提示し

第八條

検査は、

地方事務所の

し畜台帳に基づいてし畜

(第三種郵便物認可

鳥取縣公報

5

証明書叉は血統証明書を有するもの

昭和二十五年三月二十四日

檢査員が檢査に從事するときは、

生產檢查員

(以下檢査員という)

第九條

檢査員は、

畜類 第二号樣式 第一号樣式 例は廃止する。 備 種類 その他参考事項を記入すること。 明書又は産駒証明書並びに肌統証明書交付年月日、 し畜台帳の場合摘要欄には、 考 名前 し畜生産報告 性 (し畜台帳) 月生 日年 毛色 特徵 母父 血統 檢查年月日、檀登記証 \bigcirc 0 所有者(管理者) 字 0 氏 村町市村町市 名 摘要 檢查月日 生 產 L 畜 檢 查 表 第三号樣式 管 理者 氏住所名所 名所 失格及損徵 べ考そ きと 事な他 頃る参 種 名 產 特 血 市町村名 昭和 統 地 徵 類 前 #: 父 至自 めすおす 檢查頭数 市郡市郡 月月 别性 市郡 めす 日日 村町 村町 大 大字字 ・し畜生産檢査 号号 号号 組組組組 母父 母父 村町 おす 手数料 月生日年 毛色 番地 番地 書 昭和 (氏名) (氏名) 摘 種家 号号 号号 年 類の

月

H

号号 号号

特別の事由ある場合は指定の日時及び場所以外で檢査 産檢査員証票を携帶しなければならない。 に周知させた上で檢査を行わなければならない。 町村長と協議して檢査の日時及び場所を定め、 あらかじめ所属地方事務所長及び市 別記ひな型のし畜生 がこれを行う。 関係者 但し 第十二條 第十三條 (報告) よるし畜生産檢査票により檢査の要点を一般に周知さ せなければならない。 條により、 檢査員は檢査終了後十日以内に、 所属地方事務所長は、 し畜をせり市場でせりに附する際、前條に **懷駒売買**取締條例第四 別記第三号

(檢查手数料) 事に報告しなければなければならない。 様式並びに第四号様式の一及び二による檢査成績を知

そ

第十四條 を徴收する。 檢査に対しては、 頭について手数料二十円

第十一條

檢査員は、

し畜台帳と対照し、

し畜の血

統

場所を指定しなければならない。 の事由を正当と認めたときは、

をすることができる。

第四條第二項により届出を受けた檢査員は、

改めて檢査の日時及び

毛色,

特徴並びに母畜の登録、登記せられたものは、

その他参考となる事項及び黑毛和

損徴を調査の上、別記第二

2 手数料は檢査を受けるときに納付しなければならない。 (罰則)

第十五條 のは、 これを二千円以下の罰金若しくは科料に処する。 第三條第二項又は第四條の規定に違反したも

則

これを所属地

との條例は公布の日から施行する。

昭和二十三年鳥取縣條例第三十三号鳥取縣犢生產檢査條

(せり市場)

方事務所長に送付しなければならない。 号様式によるし畜生産檢査票に記入し、 種、こ牛にあつては失格 その登録登録番号、

鳥取縣公報

号

外

昭和二十五年三月二十四日

要

備

鳥取縣公報

鳥坂縣公

(第三種郵便物認可

出現数

جَ

第四号様式の 村名 市町 ², 1 考 昭和 失格損徴出現数の欄は除外すること。 考 を記入し、失格欄には異毛色、牡の陰嚢前並びに 他の失格数を記入 牝の乳房部以外の白班、 黑毛和種と牛に 家畜の異なる毎に別冊とすること。 ホルスタイン種系と牛並びにこ馬に めす 家畜の異なる 檢查頭数 おす 至自 計 月月 毎に めす たおいては、 日日 失 1し畜生産檢査 別冊と おす 損徴欄には株骨、 失格損徵出現数 白舌及び豚尻、 格 計 するこ 失格、 めす損 損徵出現数欄 おす 種家 おい 番類の 痣 奇型その 計徵 ては、 刺毛、 摘要 名の種 前の畜 第四号様式の二 めお 頭数 備 す 2, 1 す 面旗欠、 昭和 を記入すること。 この場合摘要欄には失格及び損徴の名称、 ては、失格、 こと。以外の失格及び損徴の名称及び出現数を記 入し、且つ失格及び損徴欄その他の項には、 計 黑毛和種、 ホルスタイン種系、 家畜の異なる毎に別冊とすること。 色毛<u>英</u> 白 飛 舌 白 年 至自 中接舌、 飛 白 尻 豚 月月 と牛においては、 損徴欄は除外すること。 他のそ そ 日日 計 1し畜生産檢査 の他の損徴数を記入すると と 牛, 骨 栋 痣 刺 並びに、 毛

欠旋面

舌接中 他のそ

計

摘

要

三(家畜

類の

失格.

損徴欄を記

入する

前揭

こ馬に

な

月日 檢查

備

00065 第四條 し畜の生産者は、條例の定める指定の日時及び第四條 し畜の生産者は、條例の定める指定の日時及びの電話により検査を受けないときな、市町村長の証明書を添付してあらかじめ別に定めて検査を受けなければならない。 鳥取縣し畜生産檢査員証票ひな型 裏 第 鳥取縣し畜生產檢查員証票 导 鳥取縣し畜生產檢査條例拔萃 縱九遲 公 昭和 職 横六糎 氏 年 月 名 日交付 縣鳥 印取 の一部を次のように改める。 ◇鳥取縣條例第十七号 昭和二十五年三月二十四日 鳥取縣競馬條例中改正條例 鳥取縣知事 西

昭和二十三年十月鳥取縣條例第六十五号鳥取縣競馬條例

尾

愛

治

第二條中「八円」を「十円」に「三十円」を に「出走申込手数料一件につき五十円」 を 「五十円」 「出走申込

この條例は公布の日 手数料一件につき百円」に改める から施行する。

第三種郵便物認可